

④ 定年後再雇用する社員への退職金

Q : 当社には、定年迎える人がいます。3年間の再雇用契約を結ぼうと思っていますが、定年時に支払う退職金は、退職所得として源泉徴収すればよいのでしょうか？

A : 一定の場合には、退職所得として源泉徴収します。

【解説】

退職という事実がない場合であっても、定年に達した社員を再雇用する際に支払われる定年時退職金等は、退職手当等として取り扱われることになっています。ただしこの場合には、定年時退職金等が支払われた後において支払われる退職金等の計算上、その定年時退職金等の計算の基礎となった勤続期間を一切加味しないとされている必要があります。

つまり、定年後再雇用する場合には、将来、実際に退職する際に再度退職金等が支給されるかもしれませんが、そのときには、定年時退職金等の計算の基礎となった勤続期間を含めないとしている場合に限り、定年時に支払われる退職金等は、退職手当等として取り扱われるということです。

したがって、この条件を満たす定年時退職金等については、退職所得としての源泉徴収が必要になります。

なお、定年到達時には退職金等の支給をせず、実際に退職する際に退職金等を支給するような場合は、その支給日に、実際の退職日まで引き続き勤務していたとした場合における退職所得に対する所得税額を源泉徴収することになります。

